

令和4年第4回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表

(追加分)



## 資料一覧表

(令和4年12月16日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	20	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	21	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	22	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	23	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11



議案第20号補助資料 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の212.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和5年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の217.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>



議案第21号補助資料 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては100分の185、12月に支給する場合においては<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては100分の185、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（令和5年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の185</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、更に、基準日以前6箇月以内の期間における特別職の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給の方法については、一般職の職員の例によるものとする。</p>

改正前	改正後
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)



議案第22号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>別表第1 (第3条関係) (略)</u></p> <p><u>別表第2 (第3条関係) (略)</u></p>	<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>別表第1 (第3条関係) (略)</u></p> <p><u>別表第2 (第3条関係) (略)</u></p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（令和5年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する</p>	<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する</p>

改正前										改正後									
次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。										次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。									
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額										(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額									
(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額										(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額									
(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の55</u> を乗じて得た額の総額										(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額									
3・4 (略)										3・4 (略)									
別表第1 (第3条関係) (略)										別表第1 (第3条関係) (略)									
定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付職員		188,600	216,300	260,700	281,000	296,600	322,600	365,300	399,600	任期付職員	1	190,200	219,200	261,100	282,200	297,000	323,700	365,500	408,100
											2	195,200	224,500	266,000	287,900	302,600	330,100	367,900	410,500
											3	201,400	230,900	272,900	294,400	310,600	338,600	370,500	413,000

議案第23号補助資料 会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>附 則 1・2 (略)</p> <p><u>3 第13条第1項及び第22条第1項の規定により準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「100分の120」とあるのは「100分の122.5」とする。</u> <u>(給料に関する経過措置)</u></p> <p><u>4 令和5年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の給料月額、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年泉南市条例第 号)第1条の規定による改正前の給与条例別表第1に掲げる一般職給料表を準用する。この場合における第16条第2項の規定の適用については、同項中「第4条及び第5条」とあるのは、「第5条及び附則第4項」とする。</u></p>

